

東海旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則の一部改正（規則間の表記の一部統一に伴う改正）

現 行	改 正
(適用範囲) 第1条 この規則は、知的障害者が、単独で又は介護者とともに、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社 <u>(以下これらを「旅客鉄道会社」という。)</u> の経営する鉄道（以下これらを「旅客鉄道会社線」という。）及び連絡運輸の取扱いをする会社線（以下「連絡会社線」という。）を乗車船する場合に適用する。 (知的障害者) 第2条 この規則において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。 (注1) 療育手帳の様式は、次の各号のとおりである。 (1) 事務次官通知により示された様式 (中略) 2 前項の知的障害者を、次に掲げる <u>第1種知的障害者及び第2種知的障害者に区分する。</u> (中略) <u>3 第1種知的障害者及び第2種知的障害者の別については、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。</u> (介護者) 第3条 <u>知的障害者が、第1種知的障害者及び定期乗車券を使用する12才未満の第2種知的障害者であるときは、知的障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。</u> 2 前項の介護者は、<u>係員が介護能力があると認められる者であって、その購入す</u>	(適用範囲) 第1条 この規則は、知的障害者が、単独で又は介護者とともに、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社の経営する鉄道（以下これらを「旅客鉄道会社線」という。）及び連絡運輸の取扱いをする会社線（以下「連絡会社線」という。）を乗車船する場合に適用する。 <u>2 前項の規定にかかわらず、この規則により割引の取扱いをする乗車券類を発売しない連絡会社線は、東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和62年4月1日公告第12号）別表に定める。</u> (知的障害者) 第2条 この規則において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。 (注1) 療育手帳の様式は、次の各号のとおりである。 (1) 事務次官通知により示された様式 (中略) 2 前項に定める知的障害者の割引種別は次に掲げる各号のとおりとし、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により判別する。 (中略) <u>(削る)</u> (介護者) 第3条 <u>この規則において「介護者」とは、第1種知的障害者又は定期乗車券を使用する12才未満の第2種知的障害者に随伴する旅客（知的障害者1人に対して1人に限る。）であって、係員が介護能力があると認める者をいう。</u> 2 前項の介護者が使用する乗車券類は、<u>知的障害者が使用する乗車券類と種類・</u>

現 行	改 正
<u>る乗車券類の種類・乗車船区間及び有効期間が知的障害者と同一で、知的障害者の乗車券類と同時に購入するものでなければならない。</u> (割引乗車券類の種類) 第4条 知的障害者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、次のとおりとする。 (1) 普通乗車券 第1種知的障害者が単独又は介護者とともに乗車船する場合及び第2種知的障害者が単独で乗車船する場合に発売する。 (2) 定期乗車券 第1種知的障害者及び12才未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。 (中略) (4) 急行券 <u>(特別急行券を除く。)</u> 第1種知的障害者が介護者とともに、旅客鉄道会社の普通急行列車に乗車する場合に発売する。 (中略) (取扱区間) 第5条 知的障害者及び介護者に対して<u>発売する割引</u>乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 乗車券については、旅客鉄道株式会社線及び連絡会社線の各駅相互区間とする。ただし、知的障害者が普通乗車券によって単独で乗車船する場合は、片道の営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。 (2) 急行券については、旅客鉄道会社線の急行列車の停車駅相互間とする。 (割引率) 第6条 知的障害者及び介護者に<u>対する</u>割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、<u>旅客運賃の</u>割引をしない。 <u>2 旅客営業規則 (昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第1号) 第66条の規定により鉄道駅バリアフリー料金を旅客運賃とあわせ収受する場合にあっては、その合計額に対して前項の割引率を適用する。</u> (割引乗車券類の購入申込み)	乗車船区間及び有効期間が<u>同一のものであって、かつ、</u>知的障害者が<u>使用する乗車券類</u>と同時に購入するものでなければならない。 (割引乗車券類の種類) 第4条 知的障害者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、次のとおりとする。 (1) 普通乗車券 第1種知的障害者が単独又は介護者とともに乗車船する場合及び第2種知的障害者が単独で乗車船する場合に発売する。 (2) 定期乗車券 第1種知的障害者又は12才未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。 (中略) (4) <u>普通</u>急行券 第1種知的障害者が介護者とともに、旅客鉄道会社<u>線</u>の普通急行列車に乗車する場合に発売する。 (中略) (取扱区間) 第5条 知的障害者及び介護者に対して<u>割引の取扱いをする</u>乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互区間とする。ただし、知的障害者が普通乗車券によって単独で乗車船する場合は、片道の営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。 (2) <u>普通</u>急行券については、旅客鉄道会社線の<u>普通</u>急行列車の停車駅相互間とする。 (割引率) 第6条 知的障害者及び介護者に<u>対して発売する乗車券類の</u>割引率は、5割とする。ただし、小児<u>の</u>定期<u>旅客運賃</u>に対しては、割引をしない。 <u>(削る)</u> (割引乗車券類の購入申込み)

現 行	改 正
第 7 条 知的障害者が割引乗車券類を購入する場合は、療育手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な乗車券類の申込みをしなければならない。 (中略) (<u>割引乗車券類</u>の旅客運賃・料金の払いもどし) 第 9 条 第 3 条第 2 項に規定するところにより購入した乗車券類に対する旅客運賃・料金の払いもどしは、知的障害者に対する乗車券類とその介護者に対する乗車券類とについて、ともに行う場合に限りて取り扱う。 (療育手帳の携帯) 第 10 条 知的障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車船中は、療育手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。 (以下略)	第 7 条 知的障害者が割引乗車券類を購入する場合は、<u>有効な</u>療育手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な<u>割引</u>乗車券類の申込みをしなければならない。 (中略) (旅客運賃・料金の払いもどし) 第 9 条 第 3 条第 2 項に規定するところにより購入した乗車券類に対する旅客運賃・料金の払いもどしは、知的障害者に対する乗車券類とその介護者に対する乗車券類とについて、ともに行う場合に限りて取り扱う。 (療育手帳の携帯) 第 10 条 知的障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車船中は、<u>有効な</u>療育手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。 (以下略)

附則

この通達は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。